

平成27年2月2日

案 件 名	土庄町障害福祉計画(第4期)の策定について
担 当 課	福祉課
募 集 の 趣 旨	<p>土庄町では、平成24年3月に「土庄町障害福祉計画(第3期)」を策定しました。この計画が平成27年3月で終了することから、今後の社会情勢等の変化に対応していくための次期計画として、「土庄町障害福祉計画(第4期)」の策定を進めています。これは平成27年度から平成29年度までの3年間の障害福祉施策の考え方や目標を定めるものです。</p> <p>このたび、「土庄町障害福祉計画(第4期)」の素案がまとまりましたので、町民の皆様からの幅広いご意見、ご提言を募集します。</p>
意見募集期間	平成27年2月 2日(月)から 平成27年2月13日(金)まで
計画等の閲覧方法	土庄町ホームページ(上記からダウンロードできます。) 福祉課の窓口
意見書の提出方法	<p>御意見は、下記の問い合わせ先へ郵送、持参、FAX、電子メールで提出してください。</p> <p>意見書の所定の様式は、下記からダウンロードするか、上記閲覧場所で入手してください。</p> <p>電話による受付は行いませんので、ご了承ください。</p>
御意見等の公表	<p>提出された意見は、住所、氏名等個人情報を除き、原則として公表します。</p> <p>なお、提出意見に対する個別回答はしませんので、御了承ください。</p>
問 い 合 わ せ 先	土庄町役場 福祉課(役場1階) 〒761-4192 小豆郡土庄町甲559番地2 電 話 : 0879-62-7002 FAX : 0879-64-6105 E-mail : t0540@town.tonosho.kagawa.jp
参 考 資 料	別紙のとおり ※関連資料として、土庄町障害者計画(第2期)を併せて掲載しています。

土庄町障害者計画（第2期）

土庄町障害福祉計画（第4期）【素案】



平成27年2月

土庄町

# 目 次

## 第1部 障害者計画（第2期）

<b>第1章 計画の考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の目的 .....	1
2 法的位置づけ .....	2
3 勘案すべき法律 .....	2
4 計画の期間.....	4
5 計画策定体制 .....	4
6 アンケート調査の実施.....	4
<b>第2章 障害者を取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1 現状人口 .....	5
2 身体障害者の現状.....	6
3 知的障害者の現状.....	8
4 精神障害者の現状.....	9
<b>第3章 計画の基本構想</b> .....	<b>10</b>
1 基本理念 .....	10
2 基本的な視点 .....	10
3 施策体系 .....	11
<b>第4章 各施策の目標と基本的な考え方</b> .....	<b>13</b>
1 共に支え合う地域づくり.....	13
2 人にやさしいまちづくり.....	17
3 多様なサービス体制づくり .....	22
4 能力を発揮できる地域づくり.....	33

## 第2部 障害福祉計画（第4期）

<b>第1章 計画の考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の目的 .....	1
2 法的位置づけ .....	2
3 計画の期間.....	2
4 基本的な視点 .....	3
<b>第2章 第3期計画の成果目標の達成度評価と第4期計画の目標の設定</b> .....	<b>5</b>

1	施設入所者の地域生活への移行 .....	5
2	地域生活支援拠点等の整備【新規】 .....	6
3	福祉施設から一般就労への移行 .....	7
<b>第3章 進捗状況等の分析と評価 .....</b>		<b>9</b>
1	障害福祉サービスにおける見込量 .....	9
2	地域生活支援事業における見込量 .....	11
<b>第4章 サービスの見込量 .....</b>		<b>13</b>
1	障害福祉サービス .....	13
2	地域生活支援事業 .....	20
3	サービス見込み量確保への考え方 .....	26
<b>第5章 サービスの充実と計画推進に向けて .....</b>		<b>28</b>
1	計画の実施体制 .....	28
2	計画の進行管理・評価 .....	28

## 第1部 障害者計画（第2期）



## 第1章 計画の考え方

### 1 計画策定の目的

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されてから、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別の枠を越えた一元的なサービスの提供が開始となり6年が経過しました。旧体系のサービスの移行も今年が最終年度となり、障害者自立支援法のもと大きく変化してきた障害者保健福祉のひとつの節目を迎えようとしています。

しかし、ノーマライゼーションの理念が浸透していく中で、わが国では依然として精神障害者が「社会的入院」を続け、知的障害者や重度の障害者等が地域での支援不足による施設入所を続けている現実があります。また、障害者自立支援法により開始となった“応益負担”の考え方についてもサービスを利用する方や家族に精神的・経済的な負担を負わせる形となった経緯など問題は多く残っています。

このような社会的問題を解決し、より平等かつ公平な社会となるよう、国では現在制度の見直しに向けた検討が行われているところです。

そして、それまでの緩和策として「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に、「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月5日にそれぞれ公布され、利用者負担、障害者範囲の見直し、相談支援や障害児支援の強化など新たな枠組みが示されました。

このような法改正の動向を踏まえながら、障害の有無にかかわらずすべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」実現のために「土庄町障害者計画（第2期）」を策定することとしました。

## 2 法的位置づけ

「土庄町障害者計画（第2期）」

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

## 3 勘案すべき法律

本計画の策定において、法改正に沿った適切な見直しを行います。そのために勘案すべき必要がある法律については以下の4つとなっています。

### 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月5日公布）

障害者基本法の改正法として平成23年8月5日に国より公布され、「すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会実現を目的とし、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策等について基本原則を定めるとしています。

障害者の定義として発達障害が明記され、基本的施策関係として新しい項目が新設されています。

～基本的施策関係（新設抜粋）～

- 【1】差別の禁止（第4条）
- 【2】リハビリテーションの提供（第14条）
- 【3】障害者の教育環境の整備（第16条）
- 【4】療育への支援（第17条）
- 【5】相談対応のための体制整備（第23条）
- 【6】防災及び防犯（第26条）
- 【7】消費者としての障害者の保護（第27条）
- 【8】選挙等における配慮（第28条）
- 【9】司法手続における配慮（第29条）
- 【10】国際協力（第30条）

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年12月10日公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関するものとして平成22年12月10日に国より公布されています。

～概要～

- 【1】利用者負担の見直し
- 【2】障害者の範囲の見直し
- 【3】相談支援の充実
- 【4】障害児支援の強化
- 【5】地域における自立した生活のための支援の充実

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年8月30日公布)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため市町村障害福祉計画の規定の一部を廃止または努力義務とすると同時に、これまで都道府県知事、指定都市および中核市の長が行っていた身体・知的障害者相談員への委託による相談対応や援助、育成医療の支給認定等について市町村に権限が移譲されました。

～障害保健福祉分野に関する記載～

- 【1】義務付け・枠付けの見直し
- 【2】基礎自治体への権限委譲

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日公布)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待の防止は極めて重要であるとして、障害者に対する虐待の禁止、国の責務、被害者に対する保護と措置、養護者に対する支援を定めることで障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

～定められる市町村における対応～

- 【1】体制整備に向けた検討
- 【2】都道府県研修の受講
- 【3】体制整備に向けた具体的な準備

## 4 計画の期間

本計画の計画期間については、障害者計画は障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、第1期同様に6年間の計画とします。

現在、国において制度の見直しに向けた検討・協議がなされているため、今後の国の動向を見ながら必要に応じて計画の見直しを行います。



## 5 計画策定体制

計画の策定にあたっては、担当課、関係各課及び県等と連携を図りつつ策定を行うこととします。

また、より地域の実情に沿った計画とするため、「土庄町障害福祉計画策定委員会」を設置し、論議を重ねるとともに、手帳所持者に対するニーズ調査も実施しました。

また、今回の見直しについては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日公布）だけではなく、地域主権戦略大綱（平成23年8月30日公布）の中でも障害保健福祉分野に関する内容が記載されているため、整合性がとれるよう計画策定を行っていきます。

## 6 アンケート調査の実施

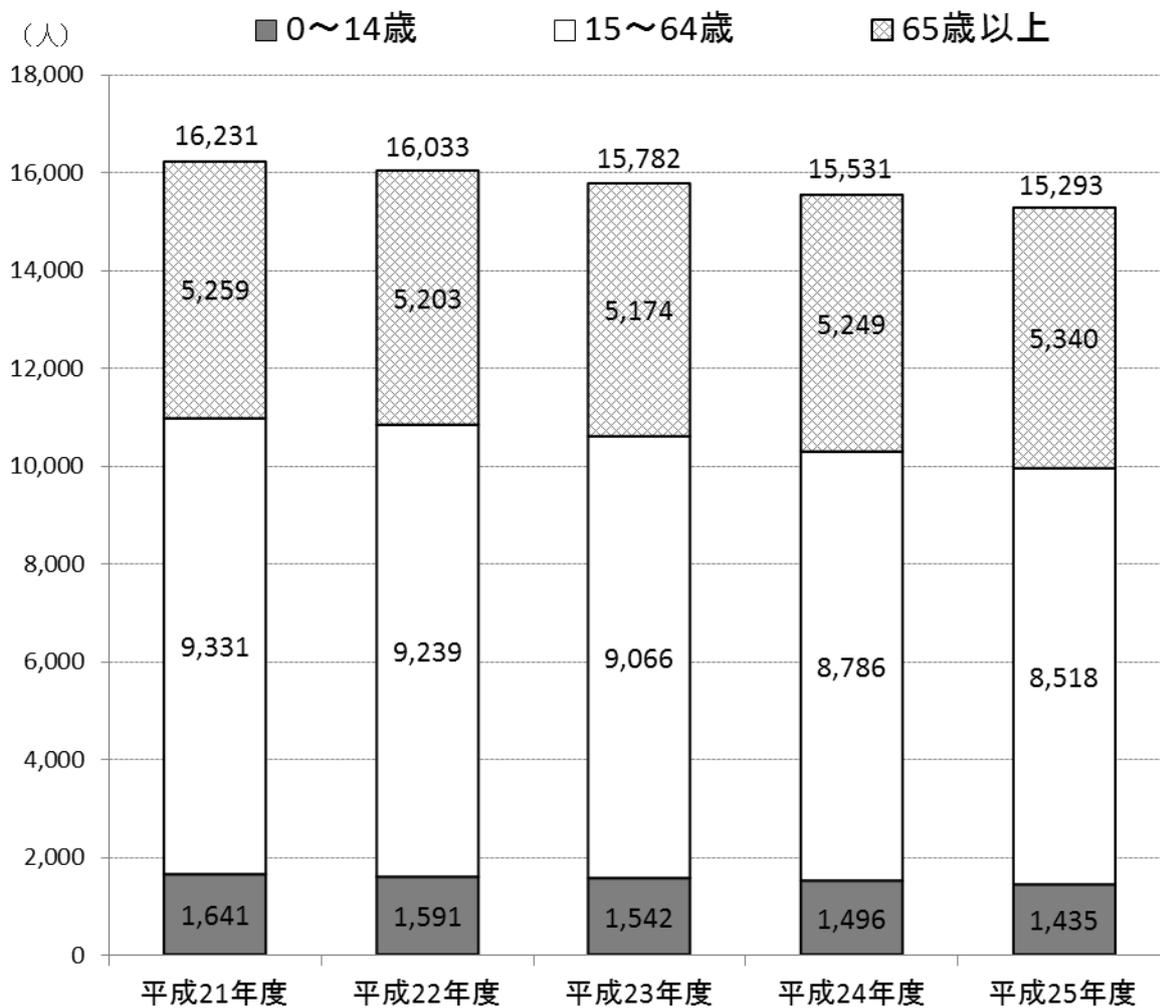
本計画を策定するにあたり、土庄町の障害者の現状を把握するために、障害者手帳所持者に対してアンケート調査を実施しました。

H23 調査	調査期間	平成23年6月10日 ~ 平成23年6月30日
	対象者	土庄町にお住まいの障害者手帳をお持ちの方
	回収数	486件(50.1%) / 970件
H26 調査	調査期間	平成26年7月22日 ~ 平成26年8月6日
	対象者	土庄町にお住まいの障害者手帳をお持ちの方
	回収数	442件(47.1%) / 939件

## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1 現状人口

土庄町の現状の人口については毎年減少を続けています。特に0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の減少が続いており少子高齢化の傾向が見られます。



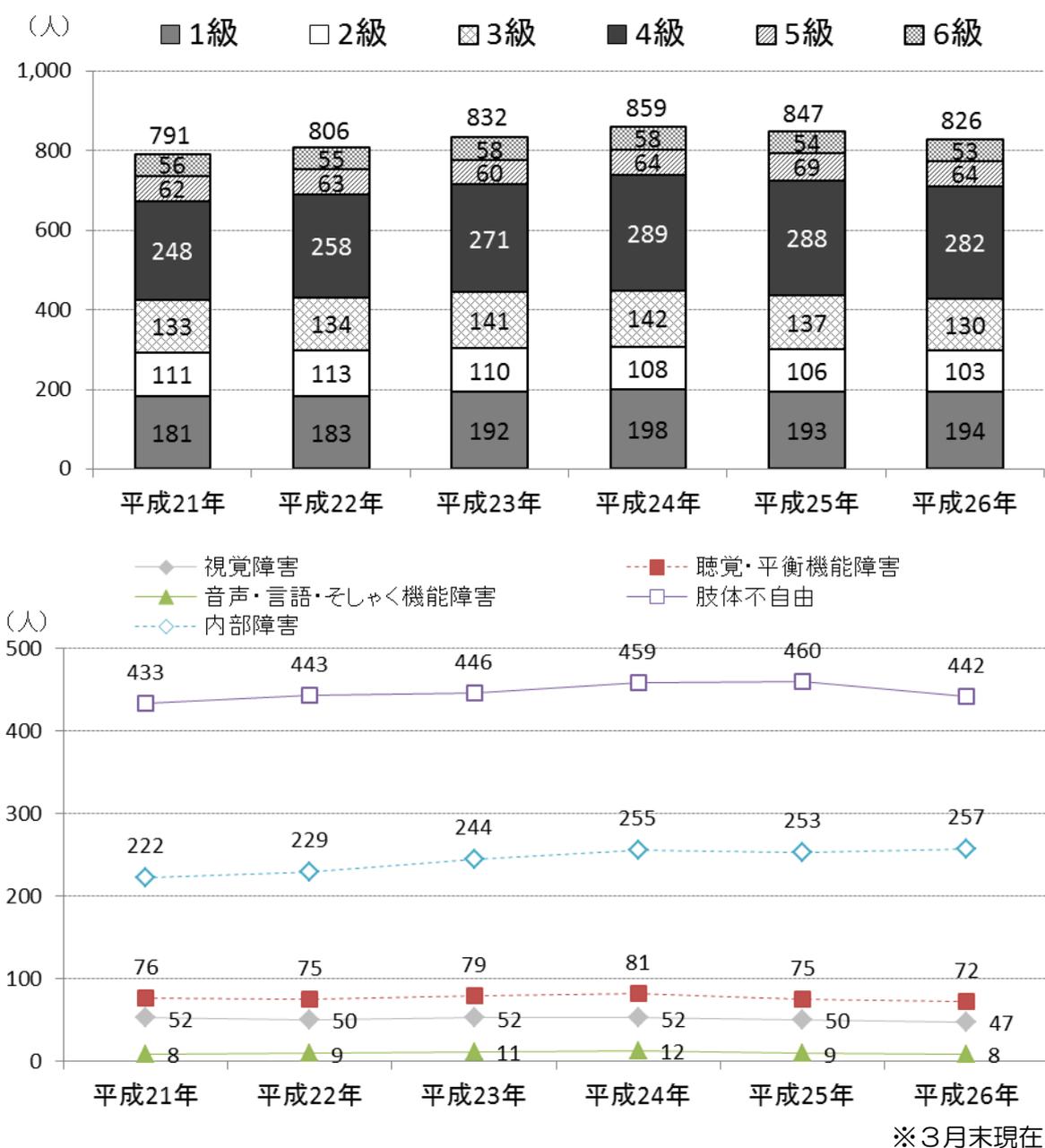
※9月末現在

## 2 身体障害者の現状

身体障害者手帳所持者数については年々増加傾向にありましたが、平成24年をピークに減少に転じており、平成26年は826人となっています。

手帳の等級別にみると4級の増加が最も多く、また等級ごとには大きな増減はないものの、1～3級の占める割合は半数以上となっており、重度者が多くなっています。

障害種別では、肢体不自由が半数以上を占めており、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害となっています。



単位：人

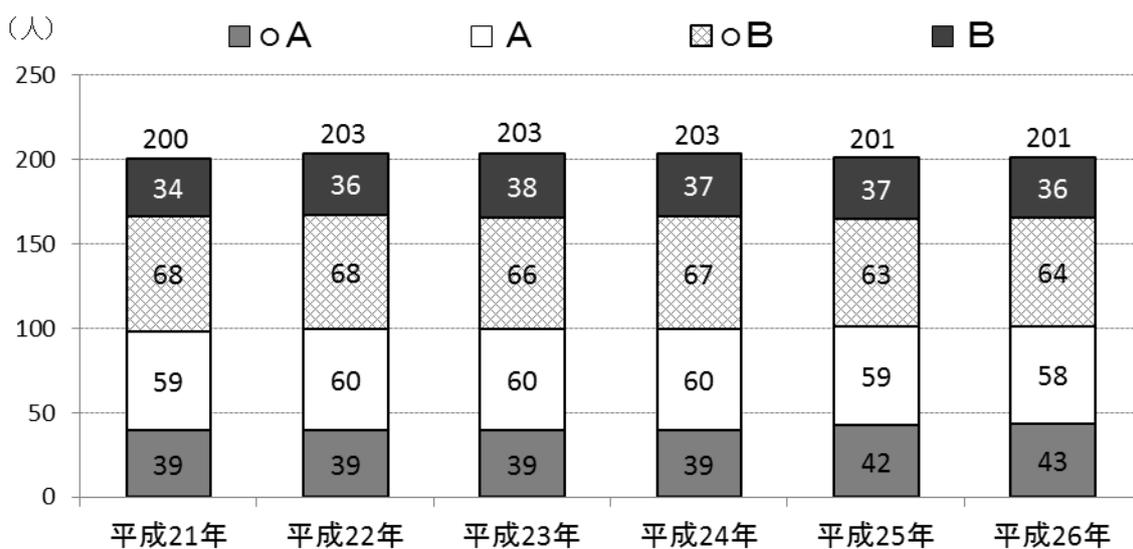
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	18歳未満							0
	18～64歳	8	5	1		1	1	16
	65歳以上	13	8	3	2	2	3	31
	計	21	13	4	2	3	4	47
聴覚・平衡機能障害	18歳未満						1	1
	18～64歳	1	1	1	3		4	10
	65歳以上	2	12	8	19	1	19	61
	計	3	13	9	22	1	24	72
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満				2			2
	18～64歳	1		1	2			4
	65歳以上			2				2
	計	1	0	3	4	0	0	8
肢体不自由	18歳未満	8	1			2		11
	18～64歳	22	24	20	22	17	13	118
	65歳以上	29	50	52	129	41	12	313
	計	59	75	72	151	60	25	442
内部障害	18歳未満	1		1				2
	18～64歳	19		2	25			46
	65歳以上	90	2	39	78			209
	計	110	2	42	103	0	0	257
計	18歳未満	9	1	1	2	2	1	16
	18～64歳	51	30	25	52	18	18	194
	65歳以上	134	72	104	228	44	34	616
	計	194	103	130	282	64	53	826

※3月末現在

### 3 知的障害者の現状

療育手帳所持者については近年横ばい傾向であり、200人程度となっています。等級で見ると○Aに増加傾向がみられます。

年齢別にみると18歳未満が総数に占める割合は約12%、18～64歳は約69%、65歳以上は約19%となっています。



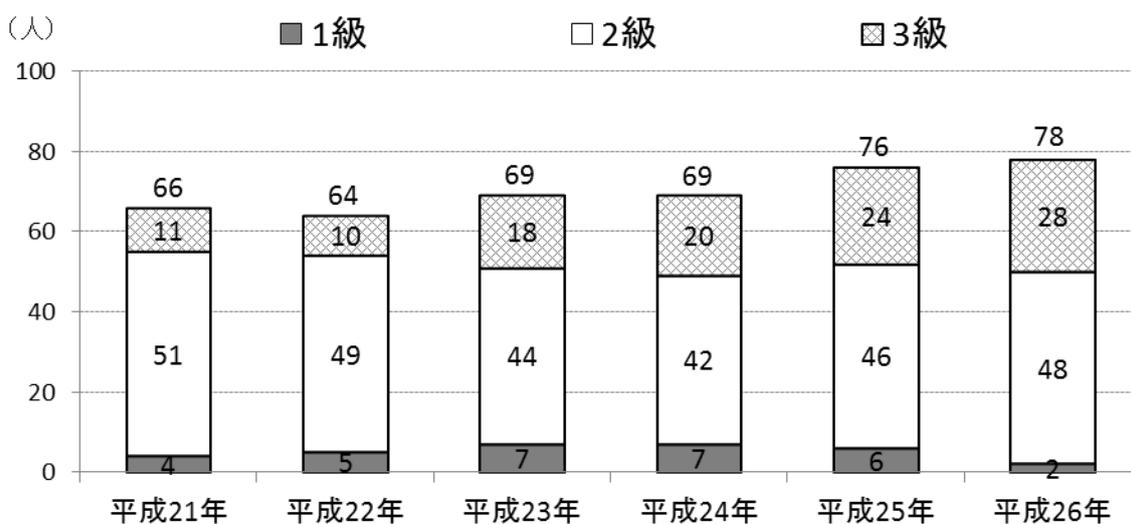
※3月末現在

		○A	A	○B	B	計
平成26年3月末	18歳未満	5	7	3	9	24
	18～64歳	34	36	46	22	138
	65歳以上	4	15	15	5	39
	計	43	58	64	36	201

## 4 精神障害者の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、平成26年は78人となっています。

年齢別にみると18歳未満が総数に占める割合は約5%、18～64歳は約80%、65歳以上は約15%となっています。



※3月末現在

		1級	2級	3級	計
平成26年3月末	18歳未満	0	1	3	4
	18～64歳	2	41	19	62
	65歳以上	0	6	6	12
	計	2	48	28	78

## 第3章 計画の基本構想

### 1 基本理念

本計画は、前計画に引き続き「ノーマライゼーション(※1)」と「リハビリテーション(※2)」の考え方にに基づき、障害の有無に関わらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障害のある人が社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等」の社会の実現を目指します。

※1 「ノーマライゼーション」

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※2 「リハビリテーション」

医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって障害者が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。

### 2 基本的な視点

#### (1) 主体的な選択・決定ができる社会を目指して

障害をもつ方自身が、住まいや必要とするサービスを自分で選び、支援を受けながら自立と社会参加の実現を図ることを目指し、福祉サービスの提供体制を含めて、障害をもつ方が日頃から多様な社会体験が可能となる社会を目指します。

#### (2) 総合的な支援のある社会を目指して

障害のあるすべての人がわけ隔てなく必要なサービスを受けることができるよう、福祉サービス等の充実を目指します。

また、乳幼児期から高齢期に至るまで障害者のライフステージごとのニーズに適切に対応できるよう、制度間の壁を除去し、総合的、横断的な推進体制の構築を目指します。

### (3) 地域で支え合う社会を目指して

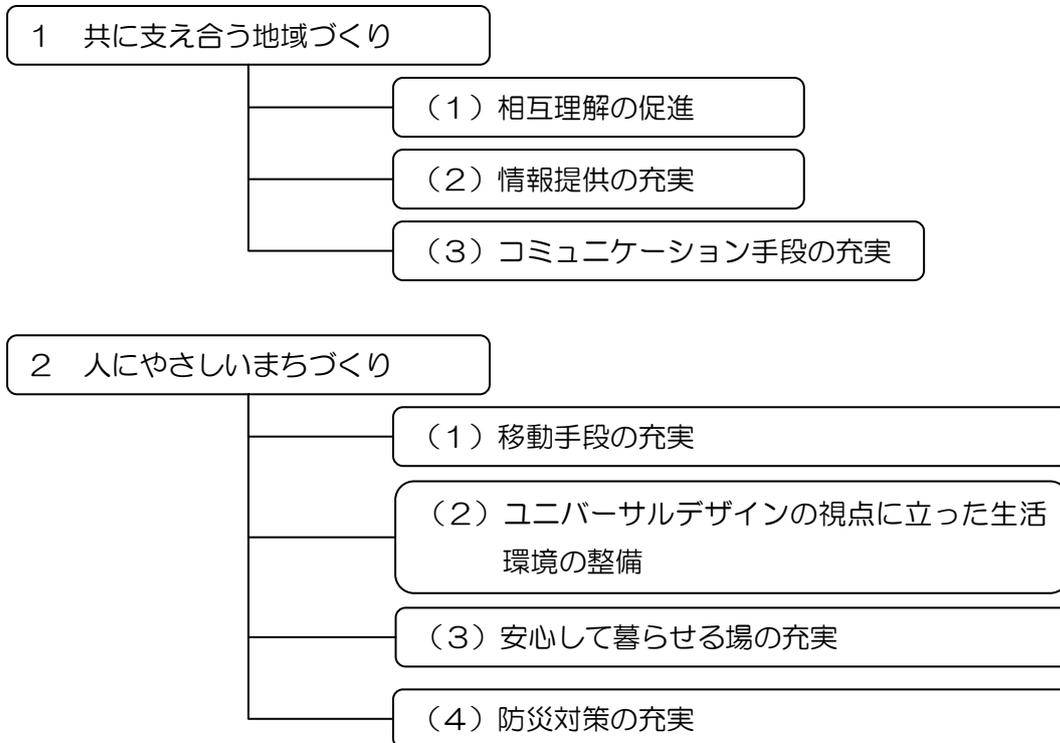
障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービスの提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支える地域福祉システムの実現を目指します。

### (4) 障害の重度化・重複化及び障害者・介護者の高齢化への対応

全国的に高齢化率は年々増加しており、土庄町も例外ではありません。特に75歳以上の後期高齢者人口の増加が著しく、寝たきりや障害をもった高齢者も少なくありません。そのため、高齢者福祉との連携を図りながら、総合的な支援・対応を目指します。

## 3 施策体系

計画の基本理念・視点を踏まえ、それぞれの施策に取り組んでいきます。



3 多様なサービス体制づくり

- (1) 総合的な相談体制の充実
- (2) 在宅生活の支援の充実
- (3) 権利擁護の充実
- (4) リハビリテーションの充実
- (5) 医療サービスの充実
- (6) 早期発見・早期療育の充実
- (7) 障害児保育の充実
- (8) 保護者への支援充実
- (9) 生活安定のための支援の充実
- (10) 各種団体との連携強化

4 能力を発揮できる地域づくり

- (1) 教育の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) スポーツ・文化活動の促進

## 第4章 各施策の目標と基本的な考え方

### 1 共に支え合う地域づくり

#### (1) 相互理解の促進

##### ①障害に関する理解促進

障害者等に対する地域生活等支援体制を確立するために障害や障害者に対する正しい理解は重要です。障害者基本法には「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記されており、障害の有無に関わらず土庄町の住民すべてが障害や障害者等に対して正しい理解をし、個人の意識の向上を図っていく必要があります。

##### 【今後の方向性】

12月の「障害者週間」を中心に、関係者の参画を得て、障害のある人々の自立と社会参加への意欲や障害者問題に対する理解と認識を一層高めるため、今後も障害に関する理解向上にむけた各種イベント等の拡充に努めます。

##### ②地域での交流促進

障害者が地域で生活していく中で、地域住民との相互理解を促進していくために、障害者が地域行事（祭り、運動会等）に参加しやすくなるよう、啓発していく必要があります。

##### 【今後の方向性】

今後も継続して、障害者が地域行事に参加しやすくなるような啓発に努めます。

##### ③町民参加事業を通じた交流促進

障害者との交流の機会を設けることで相互理解の促進を図るため、これまで障害者スポーツ大会の障害者参加事業を実施してきました。町民参加型の事業に障害者が参加しやすくなるよう、交流機会を拡充するべく事業の改善を行う必要があります。

##### 【今後の方向性】

町民講座などの町民参加型事業に障害者が参加しやすくなるよう事業内容の改善を図ります。

#### ④学校教育における障害に関する理解の促進

幼少期からの福祉教育は、これからの土庄町を担う子どもたちの福祉の心を育てる上で非常に重要です。特別支援学校の生徒による居住地校交流が行われています。

##### 【今後の方向性】

今後も継続して福祉教育を実施するとともに、障害児を交えた運動会等の交流活動、車いす体験、障害者擬似体験等を実施するなど、障害者に関する知識の普及に努めます。

## (2) 情報提供の充実

### ①広報紙の充実

広報紙に、障害に関する記事などを掲載していますが、今後も広く情報提供を行っていくためにも広報紙の有効活用について検討を行い、啓発・広報活動を推進します。

##### 【今後の方向性】

広報紙に障害者に関する記事などを掲載し、障害者福祉に関する啓発・広報活動の充実に努めます。

### ②利用者の立場に立った情報提供

それぞれの障害にあった福祉サービスや障害者団体・関係機関の情報を処理し、障害のある人一人ひとりにわかりやすい情報提供を行うため、個別対応ではあるものの視覚障害者に対して書類を郵送する際にSPコードの作成や宛名の点字作成を行っています。

##### 【今後の方向性】

今後も継続してSPコード、点字での支援を継続して実施し、情報提供に努めます。

### ③各種情報の普及

#### ○障害のある人々を支える関係者への情報提供の充実

情報のバリアフリー化を図るため、一人ひとりの症状にあわせて情報提供がなされるよう、職員の意識向上を行ってきました。

今後は関係機関との連携も図りながらより一層の推進が必要と考えられます。

#### 【今後の方向性】

障害のある人々に対して、障害にあった情報が届くよう、保護者、介護者、障害者や団体、医療機関、学校、自治会等への情報提供の充実に努めていきます。

#### ○新たな情報普及方法の検討

拡大読書器や音声読書器の設置や障害福祉サービス利用についての冊子の設置を行っています。

#### 【今後の方向性】

医療機関・団体とともに、障害のある人々が必要な情報を入手できる方法を検討し、新たな情報提供普及方法の導入に努めます。

## (3) 意思疎通手段の充実

### ①意思疎通支援事業の推進

障害者自立支援法における地域生活支援事業として、聴覚、視覚、言語機能、音声機能その他障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を実施します。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

### ②通訳者等派遣制度の拡充

意思疎通支援事業の実施をしていますが、平成20年度に手話通訳者の派遣があったのみで、実績としては少なくなっています。

しかし、障害者の社会参加を促進するために必要であるため、香川県が行う手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座、朗読ボランティア養成講座等を活用し、手話通訳者、要約筆記者、朗読・点訳ボランティアなどの養成に努めます。

【今後の方向性】

人員の養成に努めるとともに、関係団体・機関等と連携して、手話通訳者・要約筆記者派遣制度及び朗読・点訳ボランティアの周知を図り利用促進に努めます。

③町公式ホームページのアクセシビリティ向上

町の公式ホームページにおいて、高齢者や障害者など、心身の機能に制約のある人でもホームページで提供されている情報に問題なくアクセスし、利用できるよう検討します。

【今後の方向性】

今後もホームページの構成やデザイン、機能についてアクセシビリティの向上に努めます。

## 2 人にやさしいまちづくり

### (1) 移動手段の充実

#### ①外出を支援する事業の推進

障害福祉サービスとして自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険回避に必要な支援、外出支援等を行う「行動援護」、屋外の移動が困難な人に社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動支援を行う「移動支援事業」によって移動手段の確保を行ってきました。また、重度の視覚障害者への支援として平成 23 年 10 月から新たに「同行援護」が加わりました。

障害者の社会参加に重要な事業として、利用者への事業周知を行うことで必要とする人がサービスを利用できるよう促進していきます。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

#### ②交通施設のバリアフリー化

移動に際して利用する交通施設について関係事業者等に協力を依頼し、バリアフリー化を推進することで障害者の外出しやすい環境づくりを行います。

##### 【今後の方向性】

##### ○船舶のバリアフリー、低床型バス・福祉タクシーの充実

船舶の昇降機設置状況と町内の低床型バス・福祉タクシーの導入状況を把握し、未設置・未導入の事業者に協力を求める働きかけを行います。

##### ○視覚・聴覚障害者対策の充実

点字や音声案内など視覚障害者や聴覚障害者に配慮した設備が導入されるように働きかけを行います。

### ③補助犬の普及促進

「身体障害者補助犬法」の目的である“身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること”に則し、体制を整備していきます。

#### 【今後の方向性】

盲導犬、介助犬、聴導犬の普及を図るとともに、町民の理解を深め同伴利用のための諸条件の整備に努めます。

### ④自動車改造助成事業

地域生活支援事業として、障害者が自動車を改造する場合に費用の一部を助成します。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

### ⑤減免・割引制度等の普及促進

#### ○自動車税の減免制度の普及促進

軽自動車・自動車税の減免制度の普及に努めており、軽自動車税における更新の案内や自動車税における減免の証明（生計同一証明）を行っています。

#### 【今後の方向性】

今後も継続して実施し、減免制度の普及に努めます。

#### ○各種割引制度の普及促進と拡充

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人に鉄道・バス・航空・船舶運賃割引制度の普及促進に努めていきます。

#### 【今後の方向性】

今後も継続して各種手帳における割引制度の普及促進に努めます。

## (2) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

### ①公共施設等のバリアフリー推進

平成 18 年 6 月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、認定建築物に対する税制上の優遇措置制度の普及に努めるとともに、公共施設の新設にあたってはバリアフリー新法に加え「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいたユニバーサルデザイン化を促進します。

また、道路・公共施設等の整備にあたっては、段差解消、エレベーター・エスカレーターの設置、障害者用トイレの整備、障害者用駐車スペースの確保等に努めます。

#### 【今後の方向性】

今後も公共施設等においてバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入や障害者用トイレや駐車スペースの確保等に努めます。

### ②民間施設のバリアフリー推進

民間施設の整備にあたっては「香川県福祉のまちづくり条例」やバリアフリー新法に基づいて建築主等にバリアフリーに配慮した施設整備を行うように働きかけを行います。

#### 【今後の方向性】

今後も継続して民間施設においてもバリアフリーに配慮するよう働きかけを行います。

## (3) 安心して暮らせる場の充実

### ①共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の整備

障害者が身近な地域で自立し、充実した生活を送るため「グループホーム」や介護が必要な人も介護を受けながら地域で生活するために「ケアホーム」の整備に努めます。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

## ②施設入所支援

これまで旧体系で実施されていた事業も平成 23 年度末に新体系へと移行がなされました。今後、夜間の住まいの場として入浴、排泄、食事等の介護を行う事業として実施する中で、必要量の確保に向けての整備等に努めます。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

## (4) 防災対策の充実

### ①災害弱者対策

平成 23 年に「土庄町災害時要援護者プラン」を作成しました。今後は作成したプランの有効活用ができるよう、民生委員、消防、自主防災組織等の関係団体と連携して体制整備を行います。また、土庄町防災計画における障害者等の福祉避難所として、社会福祉法人ひまわり福祉会及び小豆地区広域行政事務組合(小豆島老人ホーム)と協定を締結しています。

#### 【今後の方向性】

##### ○災害時要援護者プランの活用

作成したプランを活用するため、民生委員等関係者と連絡を取り、要援護者の最新情報の把握に努めます。

##### ○要援護者の災害時緊急入所措置

災害時に要援護者が緊急入所できるよう入所施設等と連携調整を行います。

##### ○ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立

災害時に障害者をサポートするためのヘルパーや手話通訳者等に対する確な指示がだせるよう、ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立に努めます。

##### ○自主防災組織の充実

災害時に自主防災組織が適切な対応を取れるよう、日頃から地域の障害者との交流を働きかけます。

## ②防災訓練の充実

各地域での防災訓練に障害者が参加できるよう、関係者に対して働きかけを行います。

### 【今後の方向性】

障害者が地域で安心して暮らしていくために、各地域における防災訓練に障害者も参加できるよう働きかけを行います。

### 3 多様なサービス体制づくり

#### (1) 総合的な相談体制の充実

##### ①相談支援事業

地域生活支援事業として、地域で生活する障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで自立した日常生活や社会生活が送れるよう総合的・継続的に支援を行います。

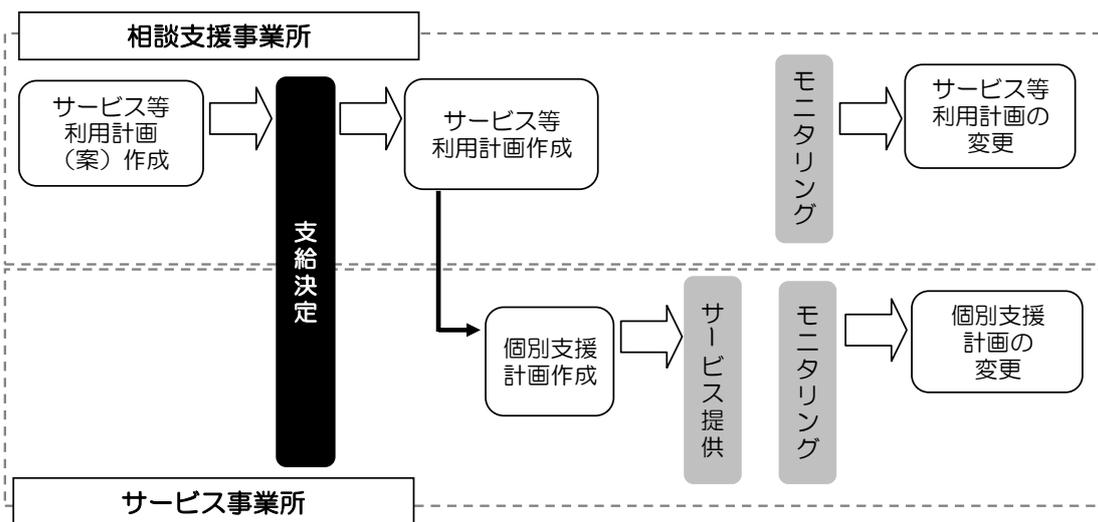
※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

##### ②計画相談支援・障害児相談支援の実施

障害者（児）の自立した生活を支え、必要とする人が適切なサービスを利用できるようケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス利用計画作成費の支給対象を大幅に拡大されました。

【対象者】 障害福祉サービス・地域相談支援を申請したすべての障害者  
障害福祉サービス、障害児通所支援を申請したすべての障害児

また、サービスの利用計画については対象者の状況に応じて柔軟に設定する必要があることから、定期的なモニタリングを行い、一人ひとりに適したサービス利用計画となるよう、継続的な援助を行います。



※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

### ③地域相談支援事業の実施

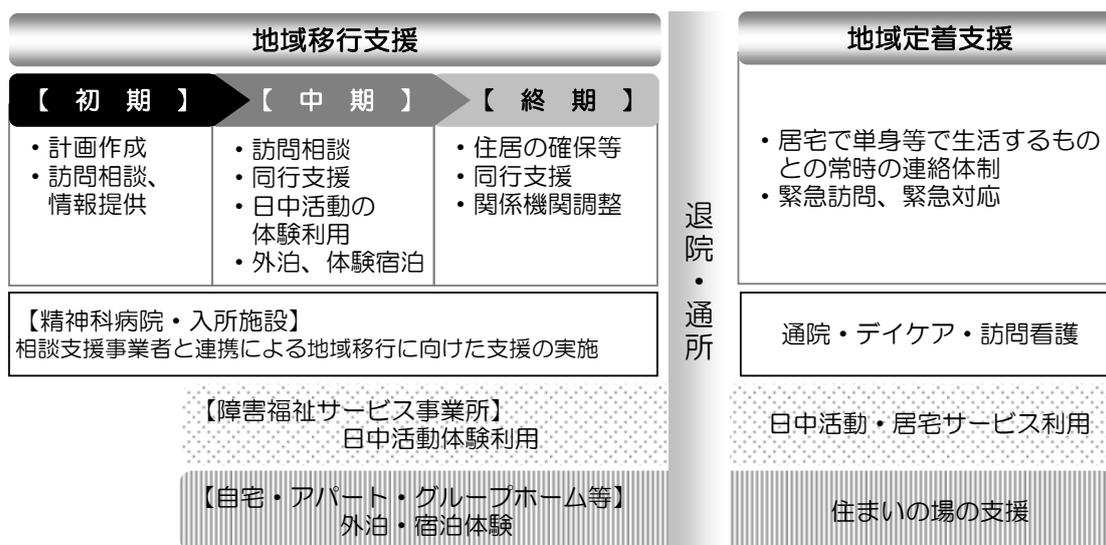
施設入所中または精神科病院に入院中の障害者が希望する地域生活を送るため、地域生活への移行と地域生活の定着を支援する事業が平成 24 年 4 月から施行となります。

#### 【地域移行支援】

障害者福祉施設入所者、精神科病院入院中の精神障害者を対象に地域生活に向けて地域移行支援計画の作成を行い、外泊・宿泊体験を踏まえて住居の確保までの一貫した支援を行います。

#### 【地域定着支援】

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人を対象として地域生活を継続できるよう支援を行います。



※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

#### ④相談体制の充実

土庄町では相談支援事業所、保健センター、福祉課などで相談に対応しています。新しいサービスが増えたこともあり、今後相談できる場所や人材の確保と質の向上は大きな課題となっています。障害者やその家族の日々の不安を解消するために、相談体制の充実や窓口の周知に努める必要があります。

##### 【今後の方向性】

###### ○専門的援助者の充実

障害のある人々の相談または専門的な相談に応じ、助言等を与えることができる援助者の充実に努めます。

###### ○窓口の明確化

各種申請の受付や手続きは利用者にとってわかりやすいよう、窓口のありかたや表示方法を検討し、情報提供に努めます。

#### ⑤ピア・カウンセリング制度の実施

障害のある人が同じ障害のある人々の相談に応じるピア・カウンセリングを地域活動支援センターで実施しています。

##### 【今後の方向性】

今後も継続して地域活動支援センターでピア・カウンセリングを実施し、障害者のカウンセリングに努めます。

#### ⑥地域自立支援協議会の設置

障害者自立支援法における相談支援事業の効果的な実施の観点から、住民に身近な地域での官民一体となった関係機関のネットワーク構築を図るため、平成19年度に小豆圏域（土庄町、小豆島町）での自立支援協議会を設置しました。また、小豆圏域自立支援協議会内に居住支援部会、就労支援部会、生活支援部会を設置し、地域における諸問題等を検討しています。

##### 【今後の方向性】

継続して、関係機関との連携を図りながら、各地域における諸問題等の検討を行います。

## (2) 在宅生活の支援充実

### ①自立支援給付事業の充実

障害者自立支援法における自立支援給付事業として、身体障害者、知的障害者、精神障害者やその家族が地域で安心して在宅生活を送れるよう、ホームヘルプ（居宅介護）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援などの訪問系サービス、療養介護、生活介護、自立訓練などの日中活動系サービス、また補装具の購入修理の充実に取り組むとともに、サービスの質の向上を図られるよう事業所に対する支援を行います。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

### ②日常生活用具給付等事業

障害者自立支援法における地域生活支援事業として、重度障害者に対して自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り社会参加や自立への支援を行います。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

### ③地域活動支援センター事業

障害者自立支援法における地域生活支援事業として、障害者が地域活動支援センター等の施設に通所することにより創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進や支援を行います。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

### ④その他事業

障害者自立支援法の地域生活支援事業として、日中一時支援事業、自動車改造助成事業を行います。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

### ⑤住宅改造への支援

住環境改善のために相談があった際、重度身体障害者住宅改造助成事業について情報提供を行うなどして利用に向けた支援を行っています。今後は事業を広く活用してもらうための周知が必要と考えられます。

#### 【今後の方向性】

継続して事業を実施するとともに、事業周知を行い、必要な人が利用しやすい事業となるよう努めます。

#### ⑥声かけサービスの充実

地域で生活する一人暮らしの障害者に対して、民生委員、相談支援専門員、保健師等が訪問や声かけを行い、不安の解消と生活相談のサポートを行っています。

##### 【今後の方向性】

今後も継続して、一人暮らしの障害者に対して関係機関等が訪問や声かけ等を実施していきます。

#### ⑦高齢障害者への対応

高齢障害者に対して必要に応じてケアマネジャー等の介護保険サービス関係者と情報共有を行うことで、利用者の生活しやすい体制づくりを支援しています。

##### 【今後の方向性】

今後も、ケアマネジャー等と情報共有を行い、包括的な支援ができるよう努めます。

### (3) 権利擁護の充実

#### ①投票方法の充実

障害があることが社会参加の妨げとならないよう、点字投票、代理投票、不在者投票等を実施するとともに、投票所には低めの記録台や老眼鏡を設置する等、バリアフリー化に努めてきました。

障害者基本法の一部を改正する法律にも選挙等における配慮（第28条）が謳われており、今後より一層の推進が必要です。

##### 【今後の方向性】

今後も継続して、投票における配慮を継続して実施していきます。

## ②成年後見制度等の普及促進

判断能力が十分でない人の財産や権利、金銭管理や福祉サービスの利用援助を支援する成年後見制度の情報提供を行っています。またを平成 22 年度から成年後見制度利用支援事業を開始しています。

開始したばかりで利用者数は多くはないものの必要な制度であるため、今後は制度の周知にも取り組んでいく必要があります。

### 【今後の方向性】

成年後見制度等の情報提供を行い、成年後見制度利用支援事業の継続した実施と制度の周知に努めます。

## (4) リハビリテーションの充実

### ①人材の充実

障害のある人に基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等を指導する「理学療法士（PT）」、また、応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸や工芸等の作業を指導する「作業療法士（OT）」等の確保に努めます。

### 【今後の方向性】

障害のある人の基本的動作能力の回復のため、継続して理学療法士や作業療法士等の確保に努めます。

### ②リハビリテーション事業の充実

リハビリテーション事業を実施している病院等と協力し、リハビリテーション内容の充実に努めます。

### 【今後の方向性】

病院等と協力して障害者福祉のためのリハビリテーション内容の充実に努めます。

## (5) 医療サービスの充実

### ①医療制度等の充実

障害者の生活の安定を図り、適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療制度の充実に努めます。

### ②高度な医療体制の構築

高齢化と過疎、島しょ部という特殊な立地条件の中で、障害の原因となる疾病の予防・早期発見・治療の推進を図るために、専門知識を持つ医師及び看護師の確保を図り、より高度な医療サービスが提供できる体制づくりに努めます。

【今後の方向性】

今後も継続して、より高度な医療サービスが提供できる体制づくりに努めます。

### ③各種健診サービスの充実

障害のある人が各種健診に参加できるように情報提供や健診場所の充実に努めます。

【今後の方向性】

今後も継続して、障害の有無に関わらず、健診に参加できるよう情報提供や健診場所の充実に努めます。

### ④難病対策の推進

難病患者などの療養生活を支援するため、福祉・保健・医療のサービスを効果的に提供できるよう、支援体制の確立に向けて保健所等との連携を図っています。

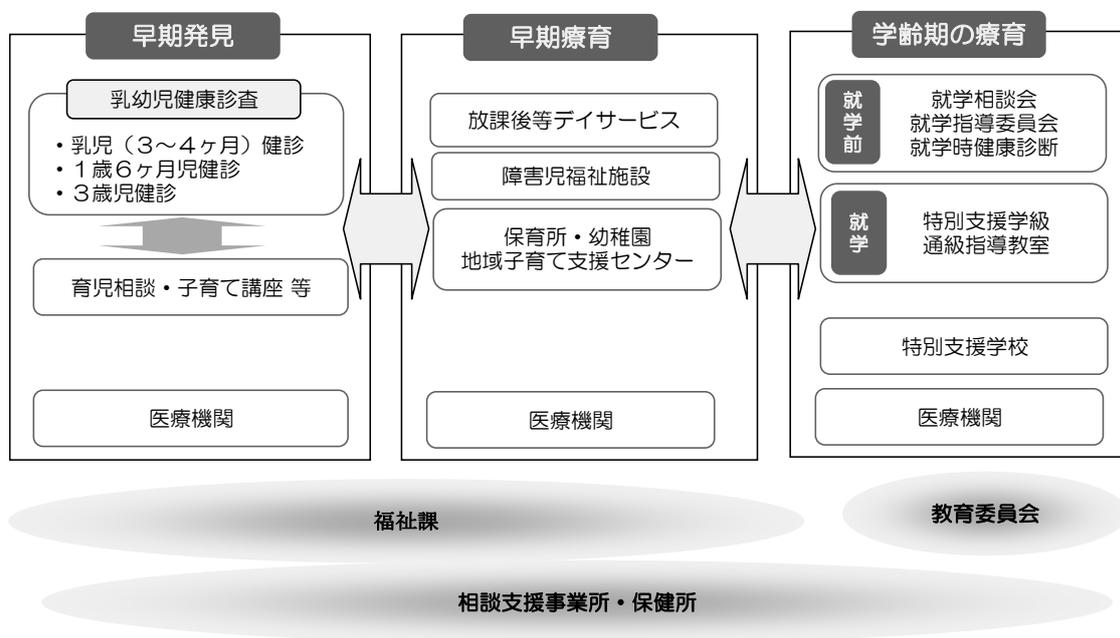
【今後の方向性】

継続して、難病患者等においてサービス提供にあたり関係機関との連携を図ります。

## (6) 早期発見・早期療育の充実

障害の発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係各課と連携体制の整備を行い、早期相談や検査、治療などを実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

また、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実を図ります。



### 【今後の方向性】

今後も継続して相談員の資質向上に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制を整備に努めます。

## (7) 障害児保育の充実

### ①保育施設の充実

障害のある乳幼児が安全に安心して保育を受けられるよう、延長保育・預かり保育を実施しています。

#### 【今後の方向性】

今後も継続して延長保育・預かり保育を実施します。

### ②障害児受け入れ体制の整備

町立病院において、病児・病後児保育を実施しており、医療的ケアが必要な障害児も含め、預かっています。

#### 【今後の方向性】

障害児の健全な社会性の発達促進のためにも、今後も継続して実施していきます。

### ③職員研修の充実

障害児の健やかな発達を支援できるよう、保育士の専門性の向上を図るための研修に積極的に参加するなどして、職員の資質向上に努めます。

#### 【今後の方向性】

今後も継続して、専門性向上のため、職員の資質向上に努めます。

## (8) 保護者への支援充実

### ①保護者の研修会・交流会の支援

障害者の保護者を対象に障害に関する知識や支援制度等の理解を深めてもらう研修会、交流会等への支援を行います。

#### 【今後の方向性】

今後も障害に関する知識や支援制度への理解を深めてもらうため、研修会や交流会等への支援に努めます。

### ②資格取得の支援

ホームヘルパーやピア・カウンセラー等の資格取得を希望する保護者の方に必要な支援を行います。

#### 【今後の方向性】

ホームヘルパー等の資格取得を希望する保護者に継続して、必要な支援を行うよう努めます。

## (9) 生活安定のための支援の充実

### ①既存助成制度の継続

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害基礎年金、重度心身障害児福祉年金、児童障害福祉年金、心身障害者扶養共済制度掛金助成等の手当・年金の継続的な支援を行います。

また、点字新聞購読者や心身障害者扶養共済加入者に対しての助成や身体障害者福祉会・手をつなぐ育成会への補助も行っています。

#### 【今後の方向性】

各種手当等の継続的な支援と各種団体への補助を今後も継続して行います。

## (10) 各種団体との連携強化

### ① ボランティア団体の育成

ボランティア団体を育成するための支援を行います。

#### 【今後の方向性】

今後も継続して、情報提供を行うなどボランティア団体育成のための支援に努めます。

### ② 活動の場づくり

障害のある人々を支えるボランティア団体等が活動する場として、公共施設等を利用できるように支援を行います。

#### 【今後の方向性】

継続して、ボランティア団体等の活動の場として、公共施設等の利用の支援に努めます。

## 4 能力を發揮できる地域づくり

### (1) 教育の充実

#### ①交流活動の充実

これからの土庄町を担う子どもたちにとって幼少期からの福祉教育は、福祉の心を育てることにつながるため重要です。現在、特別支援学校の生徒が地区の小学校へ行く等、障害児との交流を図っています。

##### 【今後の方向性】

障害児を交えた運動会等の交流活動、車いす体験、障害者擬似体験等を実施するなど、障害者に関する知識の普及に努めます。

#### ②教職員への研修の充実

障害の種別・程度に応じた適切な指導のために、教職員への研修の充実に努めます。

##### 【今後の方向性】

今後も必要に応じて職員を配置し、教職員への研修の充実に努めます。

#### ③施設整備の充実

障害児が利用しやすいように、障害児が在籍している学校を中心に施設整備が順次行えるよう支援を行っています。

##### 【今後の方向性】

継続して、施設整備の充実に努めます。

#### ④就学指導体制の充実

就学前児童一人ひとりに適切な相談と子どもに見合った就学指導をするために、就学前健診や就学指導委員会による調査、教育相談の実施等の支援を行っています。

##### 【今後の方向性】

今後も継続して、修学指導委員会を開催し、障害児の現状にあった教育を行える就学指導体制の充実に努めます。

## ⑤進路指導の充実

障害児が幅広く進路を選択できるよう、進路指導者を中心とした関係機関と連携や現状把握等行っています。

### 【今後の方向性】

障害児の進路において、関係機関と連携を図り、障害児が幅広く進路を選択できるよう努めます。

## ⑥特別支援教育の推進

LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、小豆郡特別支援連携協議会を設置し協議を行うとともに、サポートブック「かけはし」を作成しました。

### 【今後の方向性】

今後も継続して特別支援連携協議会を開催していくとともに、幼稚園・小中学校・高等学校での特別支援教育推進のための特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談の実施、専門家チームの設置、個別の教育支援計画の策定等の実施に努めます。

## (2) 就労支援の充実

### ①就労支援体制の充実

障害者が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、障害者の適正や能力に応じた多様な就労の機会の場の確保が重要です。そのためには、障害者が一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携が必要となります。公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携により、障害者の雇用促進に努めるとともに障害者自立支援法に基づく就労意向支援や就労継続支援など多様な就労支援を推進します。

また、就労が困難な障害者に対しては、障害者自立支援法に基づく日中活動の場の確保に努めます。

※今後の見込み量については障害福祉計画参照。

## ②官公庁による雇用の充実

障害者雇用率制度における地方公共団体の障害者雇用率は2.1%と義務づけられています。障害者の計画的な雇用と働ける環境づくりに努めており、制度における割合を達成しています。

### 【今後の方向性】

制度における割合は達成しているものの、今後も継続して雇用率の上昇と就労環境の整備に努めます。

## ③民間による活用促進

障害者雇用率制度では民間での障害者雇用率が1.8%以上とすることが義務づけられており、雇用率達成のために公共職業安定所主催の障害者雇用連絡会議に出席し、協議検討を行ってきました。

### 【今後の方向性】

今後も継続して協議を行い、状況の把握に努めるとともに、企業に対して障害者雇用にあたっての助成制度の情報提供に努めます。

## ④ジョブコーチ派遣制度の普及

職場において障害のある人々の就労を支援するジョブコーチを企業が活用できるように、ジョブコーチ派遣制度の普及に努めます。

### 【今後の方向性】

障害者の円滑な就労のために、企業がジョブコーチを活用できるよう制度の普及に努めます。

## ⑤就労の場の充実

学校を卒業する障害のある人々が就労先を幅広く選択できるように、民間企業に職業訓練の実施、雇用・就労環境の改善を働きかけます。また、精神障害者が事業所に通い、実際の業務を行うことにより、社会的自立の促進と社会復帰の実現を図る社会訓練適応事業の充実に努めます。

### 【今後の方向性】

民間企業への職業訓練の実施等の働きかけや精神障害者の社会復帰のための社会訓練適応事業の充実に努めます。

### (3) スポーツ・文化活動の促進

#### ①既存事業への障害のある人々の参加促進

これまで実施している一般のスポーツ・文化活動に、障害者が参加しやすいよう、場所や内容、情報交換等の充実に努めます。

【今後の方向性】

既存のスポーツ・文化活動に障害者が参加しやすくなるよう、情報交換等の充実に努めます。

#### ②障害のある人々のニーズにあった活動の支援

障害者スポーツ大会、小豆郡スポーツ大会等のスポーツ活動等各団体が行う自発的なスポーツ・文化活動に対して、場所や情報提供等の支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も継続して、情報提供等の支援に努めます。



## 第2部 障害福祉計画（第4期）

【素案】



# 第1章 計画の考え方

## 1 計画策定の目的

### (1) 国の障害者施策をめぐる主な動向

国では、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指して、平成18年4月に「障害者自立支援法」（以下、「自立支援法」という。）を施行しました。この法律では、市町村は、国の基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられています。

その後、平成21年12月に、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、この下に、障害者施策の推進に関する意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」が発足し、さらに、平成22年4月には改革推進会議の下に「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設けられ、「障害者総合福祉法」の制定に向けた検討が進められました。

このような障害者施策に関する検討を経て、平成25年4月には、自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法。以下、「総合支援法」という。）を施行し、地域社会での共生の実現に向け、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進することとしています。

総合支援法では、障害者の範囲の見直し、障害支援区分の創設、地域生活支援事業の拡大、障害福祉計画の見直し等が行われ、障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に施策に取り組むことを法律の基本理念として掲げています。

また、同法では、障害福祉計画の策定について、自立支援法から引き継ぐかたちで義務付けられています。

## (2) 計画策定の趣旨

本町では、これまでに自立支援法に基づき、平成 19 年 3 月に「土庄町障害福祉計画（第 1 期）」を、また、平成 21 年 3 月に「土庄町障害福祉計画（第 2 期）」を、さらに平成 24 年 3 月には「土庄町障害福祉計画（第 3 期）」を策定し、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めてきました。

このたび、第 3 期計画が平成 26 年度末で終了することから、平成 29 年度を目標年次とする「土庄町障害福祉計画（第 4 期）」（以下「第 4 期計画」又は「本計画」という。）を策定します。本計画は、総合支援法の基本理念や国が定める基本指針を踏まえ、平成 29 年度における成果目標並びに障害福祉サービス等の見込み量（活動指標）とその確保のための具体的な取り組みを明らかにし、障害福祉サービス提供体制の計画的な整備を推進するものです。

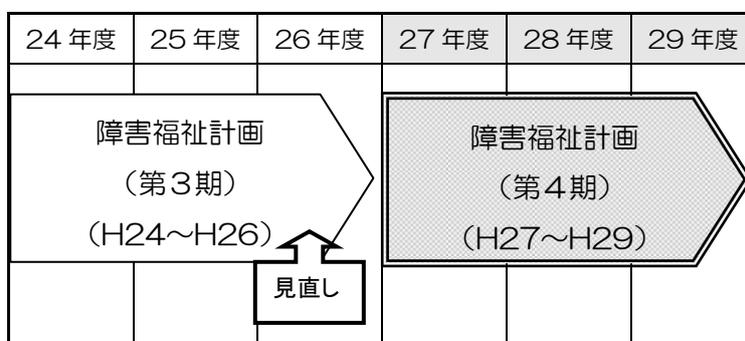
## 2 法的位置づけ

「土庄町障害福祉計画（第 4 期）」

総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国の基本指針に則した障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間については 3 年間の計画とし、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化など、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。



## 4 基本的な視点

本計画は障害者施策の基本方針となる土庄町障害者計画（第2期）との整合性をとりつつ推進していく必要があります。

### （1）障害のある人の自己決定・自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの提供基盤の整備が必要となります。

### （2）新たな法制度への対応

総合支援法の施行によって、サービス対象や障害者の範囲の見直しがなされており、今回の計画ではその方向性を踏まえ、各種目標の設定やサービスの確保・整備に努める必要があります。

#### 【総合支援法の概要】

項目	内容
法律の趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、自立支援法を改正したもの</li><li>・自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について規定</li></ul>
基本理念	<ul style="list-style-type: none"><li>・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念</li><li>・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現</li><li>・可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること</li><li>・社会参加の機会の確保</li><li>・どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと</li><li>・社会的障壁の除去</li></ul>

<p>法律のポイント</p>	<p>①障害者の範囲の拡大（平成 25 年 4 月から）  「制度の谷間を埋めるため、障害者の範囲に難病患者等を加えました（対象となる疾病は国が定める 130 疾病）。</p> <p>②障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月から）  「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。</p> <p>③重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月から）  重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障害のある人及び精神障害のある人を加えました。</p> <p>④共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化</p> <p>⑤地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月から）  地域移行支援は、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障害のある人も対象とされました。</p> <p>⑥地域生活支援事業への追加（平成 25 年 4 月から）  地域生活支援事業に、障害のある人に対する理解を求めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等を追加しました。</p>
----------------	--

## 第2章 第3期計画の成果目標の達成度評価と第4期計画の目標の設定

第1期障害福祉計画以降、地域生活や一般就労への移行を進める観点から国の指針に基づき数値目標を設置し、3年を1期とした進捗管理を行いながら目標達成に向けてサービスの整備等を行ってきました。第4期障害福祉計画についても現在の進捗状況を把握するとともに、土庄町の実情に沿った目標を達成するために必要なサービス見込み量の設定を行います。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

#### (1) 第3期計画の取組みの現状・課題

平成26年度末までに「施設入所者の3割以上が地域生活へ移行」及び「施設入所者数を1割以上削減」することを目指す国の指針が設定されていたものの、新規入所者数の見込みを踏まえ、施設入所者の削減目標は計画に掲げず、地域生活への移行目標のみを計画に掲げました。

第3期計画期間においては、地域生活への移行人数11人の目標に対して実績は1人となっており、計画を下回る結果となっています。

グループホームの利用者は年々増加し、地域生活の基盤となる住まいの確保が徐々に進む一方で、施設入所者における重度者の割合が高く、障害者支援施設からの移行が現実には進みにくい状況にあります。

今後は、福祉施設から地域への移行が進むよう、グループホーム等の居住系サービスの量的整備を進めるとともに、地域での生活を可能な限り継続できるよう、入居者の状態像やニーズに応じた、より質の高い支援を行えるよう、事業者と連携して取り組む必要があります。

	平成26年度末 目標	平成26年度末 実績
平成17年10月1日時点の施設入所者数	35人	
計画期間中の地域生活への移行人数	11人	1人
計画期間中の地域生活への移行割合	31.4%	2.9%

## (2) 第4期計画の目標

入所施設における集団的生活から、障害者の状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

なお、第4期計画においても、第3期計画の実績及び地域における受入体制等を勘案した目標設定を行うこととします。

### 【国の目標値】

- 施設入所者の地域移行：平成25年度末時点から12%以上移行
- 施設入所者数の削減：平成25年度末時点から4%以上削減

	平成25年度末 実績	平成29年度末 目標
年度末時点の施設入所者数	33人	32人
計画期間中の地域生活への移行人数(割合)		3人(9.1%)
施設入所者の削減人数(割合)		1人(3.0%)

## 2 地域生活支援拠点等の整備【新規】

圏域での整備も可能なことから小豆障害保健福祉圏域における調整を含め、平成29年度末までに1か所整備する方向で検討します。また、整備にあたっては、「居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備」と、国が定める基本指針で示されていることから、既存施設の活用を視野に入れつつ整備を検討します。

### 【地域生活支援拠点】

国の基本指針では、グループホームや利用定員30名程度の小規模な障害者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う施設もしくは、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」などを想定。

### 3 福祉施設から一般就労への移行

#### (1) 第3期計画の取組みの現状・課題

平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人数を平成17年度の実績の4倍以上とする指針が設定されており、これまでの実績を踏まえ本計画期間中の一般就労についての目標値を設定しました。

第3期計画期間において、平成26年度の一般就労への移行人数は目標の2人を達成できています。

2人とも就労移行支援事業所から移行しており、ハローワーク、福祉施設等関係機関の積極的な支援の成果が一般就労につながっています。

	平成26年度 目標	平成26年度末 実績
平成17年度時点の一般就労移行者数	0人	
平成26年度の一般就労移行者数	2人	2人

#### (2) 第4期計画の目標

福祉施設から一般就労へ移行する人については、3人を目標とします。就労移行支援などの推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

第3期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成29年度における数値目標を設定します。

##### 【国の目標値】

- 福祉施設から一般就労への移行：平成24年度実績の2倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加：平成25年度末時点から6割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：全体の5割以上の事業所が3割以上の就労移行率を達成

	平成 24 年度末 実績	平成 29 年度末 目標
平成 24 年度末時点の一般就労移行者数	0 人	
計画期間中の一般就労移行者数		3 人
平成 29 年度の就労移行支援利用者数		3 人

### 第3章 進捗状況等の分析と評価

#### 1 障害福祉サービスにおける見込量

##### (1) 見込量及び平成26年度時点達成率

第3期計画に記載している障害福祉サービスにおける見込量に対する進捗状況は以下のとおりです。

区分	サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	達成率
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	400	313.9	470	306.8	550	261.3	47.5%
		人	33	26.6	38	23.1	45	21.0	46.7%
日中活動系サービス	生活介護	人日	880	847.5	946	888.3	1,012	891.5	88.1%
		人	40	40.6	43	43.3	46	42.9	93.3%
	自立訓練(機能訓練)	人日	0	14.5	0	7.3	0	2.0	—
		人	0	0.8	0	0.5	0	0.4	—
	自立訓練(生活訓練)	人日	0	0.0	0	1.0	0	4.8	—
		人	0	0.0	0	0.3	0	1.0	—
	就労移行支援	人日	220	29.6	220	22.3	220	25.6	11.6%
		人	10	1.6	10	1.0	10	1.3	13.0%
	就労継続支援A型	人日	22	22.4	22	22.4	22	23.0	104.5%
		人	1	1.0	1	1.0	1	1.0	100.0%
	就労継続支援B型	人日	242	258.3	308	308.8	374	327.9	87.7%
		人	11	13.4	14	16.3	17	16.9	99.4%
	療養介護	人	2	2.0	2	2.0	2	2.0	100.0%
	障害児通所支援 (児童発達支援)	人日	24	9.8	28	6.4	32	3.8	11.9%
		人	7	4.4	7	3.3	8	2.3	28.8%
	障害児通所支援 (医療型児童発達支援)	人日	7	5.8	7	0.7	7	0.0	0.0%
人		1	1.0	1	0.1	1	0.0	0.0%	
障害児通所支援 (放課後等デイサービス)	人日	63	66.8	66	112.0	72	124.5	172.9%	
	人	10	11.9	11	15.1	12	15.6	130.0%	
短期入所	人日	28	15.7	36	8.0	46	20.5	44.6%	
	人	3	4.0	4	3.4	4	6.6	165.0%	
居住系サービス	共同生活援助	人	17	13.0	18	16.0	19	18.0	94.7%
	施設入所支援	人	32	32.0	32	33.0	31	33.0	106.5%
相談支援	計画相談支援	人	27.0	0.0	30.5	2.8	53.8	9.9	18.4%
	地域移行支援	(施設)	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
		(精神)	人	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	0.0%
	地域定着支援	(施設)	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
(精神)		人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%	

※計画及び実績は月平均

## (2) 見込量の進捗状況等の分析及び評価

### (ア) 訪問系サービス

訪問系サービスは、時間、人数とも減少傾向にあり、平成 26 年度達成率は 50% 以下となっています。転出や死亡、介護保険制度への移行が短期的に集中したことが影響していますが、引き続きサービス利用の促進を図る必要があります。

### (イ) 日中活動系サービス

生活介護は、人日、人数とも増加傾向にあり、平成 26 年度達成率は 90% 程度と概ね計画を達成しています。

自立訓練は機能訓練、生活訓練とも第 3 期計画では利用を見込んでいませんでしたが、機能訓練は平成 24 年度、生活訓練は平成 25 年度から利用されるようになっていきます。

就労移行支援は、圏域に事業所がないため人日、人数とも少なく、平成 26 年度達成率は 10% 程度となっています。就労継続支援については、A 型は横ばい傾向、B 型は増加傾向で推移しており、ともに計画を概ね達成しています。制度やサービスの周知を図るため、特別支援学校高等部の生徒や保護者を対象とした進路相談、事業所見学会やサービスに関する説明会等の開催など、情報提供の機会をより充実させることが必要です。

療養介護は横ばい傾向で、計画を達成しています。

障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援については就学や利用終了により計画を大きく下回る実績となっています。放課後等デイサービスについては計画を大きく上回る達成率となっています。

短期入所は、人数は概ね計画どおりですが、1 回あたりの利用が短く、人日は計画を大きく下回っています。

### (ウ) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)は増加傾向にあり、概ね計画を達成しています。しかしながら、家庭生活からグループホームに入居する障害者もあり、施設入所支援や精神科病院からの地域移行はあまり進んでいない状況です。

施設入所支援は概ね横ばいで、重度者の利用割合が高く、施設入所者数の大幅な削減は困難な状況にあります。

(工) 相談支援

計画相談支援は、平成 24 年 4 月からの対象者が拡大となり、利用者が増加していますが、モニタリング期間の間隔を当初の予定より広くしたこと、制度の普及に時間を要したことなどから、計画を大きく下回っています。

地域移行支援（精神）は平成 26 年度からの利用を見込んでいましたが、平成 25 年度から利用されています。

地域定着支援（精神）は平成 26 年度からの利用を見込んでいましたが、本計画期間における利用はありませんでした。

## 2 地域生活支援事業における見込量

### (1) 見込量及び平成 26 年度時点達成率

第 3 期計画に記載している地域生活支援事業における見込量に対する進捗状況は以下のとおりです。

サービス種別	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	達成率
相談支援事業	障害者相談支援事業	8	8	8	8	8	8	100.0%
	地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業	か所	1	1	1	0	1	0	0.0%
意思疎通支援事業	実人員	1	1	1	1	1	1	100.0%
日常生活用具給付等事業		594	631	604	644	614	659	107.3%
	介護訓練支援用具	3	0	3	4	3	1	33.3%
	自立生活支援用具	3	0	3	4	3	5	166.7%
	在宅療養等支援用具	3	2	3	0	3	3	100.0%
	情報・意志疎通支援用具	3	2	3	1	3	1	33.3%
	排泄管理支援用具	580	626	590	635	600	649	108.2%
	住宅改修費	2	1	2	0	2	0	0.0%
移動支援事業	実人員	6	11	7	8	8	9	112.5%
	延時間	740	610	860	376	980	596	60.8%
地域活動支援センター I 型	か所	3	4	3	4	3	3	100.0%
日中一時支援事業	実人員	7	11	8	9	9	8	88.9%
	延日数	336	299	384	250	432	236	54.6%
自動車改造助成事業	件	1	0	1	1	1	0	0.0%

## (2) 見込量の進捗状況等の分析及び評価

### (ア) 相談支援事業

障害者相談支援事業、地域自立支援協議会とも計画どおりの箇所数となっています。

### (イ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成 24 年度は計画どおり実績がありましたが、平成 25 年度、平成 26 年度は実績がない状況です。

### (ウ) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は計画どおりの利用となっています。

### (エ) 日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具は計画を上回っています。これ以外は利用が少ない状況ですが、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具については概ね計画どおりの利用となっています。

### (オ) 移動支援事業

移動支援事業は、実人員は計画どおりですが、1 人当たりの利用時間が想定より少なく、延時間は計画を下回っています。

### (カ) 地域活動支援センター I 型

地域活動支援センター I 型は計画を上回る箇所数となっています。

### (キ) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、実人数は概ね計画どおりですが、1 人当たりの利用日数が想定より少なく、延日数は計画を下回っています。

### (ク) 自動車改造助成事業

自動車改造助成事業は平成 26 年度の利用がない状況です。

## 第4章 サービスの見込量

### 1 障害福祉サービス

これまでの実績をもとに利用量の変化をとらえて本計画期間中の見込みを設定しました。

#### (1) 訪問系サービス

##### ①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人でつねに介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

##### ③同行援護

重度の視覚障害者が対象となります。外出時の移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の外出に必要な援助を行います。

##### ④行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じる危険を回避するための必要な支援や外出時の移動支援等を行います。

##### ⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
①居宅介護 ②重度訪問介護	時間	261.3	287	312	312
③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	人	21.0	23	25	25

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

つねに介護を必要とする人が対象となります。おもに昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	人日分	891.5	934	975	996
	人	42.9	45	47	48

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	2.0	10	10	10
	人	0.4	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	4.8	15	10	10
	人	1.0	2	1	1

### ③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
就労移行支援	人日分	25.6	72	72	49
	人	1.3	4	4	3

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
就労継続支援（A型）	人日分	23.0	23	23	23	
	人	1.0	1	1	1	
就労継続支援（B型）	人日分	327.9	367	406	425	
	人	16.9	19	21	22	

⑤療養介護

医療と常時介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護や日常生活の世話をを行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
療養介護	人	2.0	2	2	2	

### ⑥短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（福祉型）	人日分	17.5	18	18	24
	人	5.6	6	6	8
短期入所（医療型）	人日分	3.0	3	3	3
	人	1.0	1	1	1

## （3）障害児日中活動サービス

### ①児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

### ②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

### ③障害児入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

### ④放課後等デイサービス

就学している障害のある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

### ⑤障害児相談支援

障害児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、サービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
児童発達支援	人日分	3.8	3	3	3	
	人	2.3	1	1	1	
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	
福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	人	1.0	1	1	1	
放課後等デイサービス	人日分	124.5	125	125	125	
	人	15.6	16	16	16	
障害児相談支援	人	5.2	5	5	5	
	実人数	31.0	30	30	30	

#### (4) 居住系サービス

##### ①共同生活援助（グループホーム）

これまで共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成 26 年4月1日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。グループホームは、障害者が共同生活を行う住宅で、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
共同生活援助	人	18	19	22	26	

##### ②施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
施設入所支援	人	33	33	32	32	

## (5) 相談支援サービス

### ①計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス利用計画を作成します。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
計画相談支援	人	9.9	17	18	18	
	実人数	120	129	134	135	

### ②地域移行支援

施設入所の障害者および入院中の精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
地域移行支援	人	0.0	1	2	2	

### ③地域定着支援

一人暮らしの障害者等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

【実績を踏まえた見込み／月】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
地域定着支援	人	0.0	0	1	2	

## 2 地域生活支援事業

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように市町村を中心として実施する事業です。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【実績を踏まえた見込み／年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	件	0	1	1	1

### (2) 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【実績を踏まえた見込み／年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	件	0	1	1	1

### (3) 相談支援事業

#### ①障害者相談支援事業

障害者の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ②基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用促進事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取り組み、権利擁護・虐待防止などの業務を行います。

#### ③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害者について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、地域生活の支援を図ります。

【実績を踏まえた見込み／年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
障害者相談支援事業	か所	8	8	8	8	
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	1	
	件	0	0	0	1	
住宅入居等支援事業	件	0	1	1	1	

#### (4) 成年後見制度

##### ①成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

##### ②成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【実績を踏まえた見込み／年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	件	0	1	1	1	

#### (5) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【実績を踏まえた見込み／年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
意思疎通支援事業	件	7	9	12	12	

### (6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障害者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【実績を踏まえた見込み/年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
介護・訓練支援用具	件	1	3	3	3	
自立生活支援用具	件	5	5	5	5	
在宅療養等支援用具	件	3	3	3	3	
情報・意思疎通支援用具	件	1	3	3	3	
排泄管理支援用具	件	649	661	673	685	
住宅改修費	件	0	3	3	3	

### (7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【実績を踏まえた見込み/年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
手話奉仕員養成研修事業	人	0	1	1	1	

### (8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【実績を踏まえた見込み／年】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
移動支援事業	時間	596	630	663	696	
	人	9	10	10	11	

### (9) 地域活動支援センター I 型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

【実績を踏まえた見込み】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
地域活動支援センター I 型	か所	3	3	4	4	
	人	7	7	8	9	

※人数は1日当たりの平均利用実人員

(10) 日中一時支援事業 ※任意事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

【実績を踏まえた見込み】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
日中一時支援事業	人日分	236	236	236	236	
	人	8	8	8	8	

(11) 自動車改造助成事業 ※任意事業

就労・社会参加等に伴い、身体障害者（上肢、下肢、体幹機能の障害が1級・2級）本人所有の自動車が改造しなくてはならなくなったときに10万円を限度として改造費の助成を行います。

【実績を踏まえた見込み】

種 類	単 位	実績見込み	本計画期間			
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
自動車改造助成事業	件	0	1	1	1	

### 3 サービス見込み量確保への考え方

#### (1) 訪問系サービスの見込み量の確保

- 利用者自身が障害や生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。
- 地域で生活する障害者を支えていくために、今後も町直営事業所を運営し、圏域全体にサービスを提供できる体制を維持します。
- 障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実に努めます。

#### (2) 日中活動系サービスの見込み量の確保

- サービス利用希望者を把握し、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう事業者情報を提供します。
- 一般就労や福祉的就労についてそれぞれの就労意欲に応じた対応ができるよう、ハローワーク、福祉施設、学校等関係機関と連携を図り、一人ひとりの障害に応じた支援を検討するなど就労とその後の職場定着に向けた支援体制の整備に努めます。

#### (3) 障害児日中活動サービスの見込み量の確保

- 発達に課題のある子どもに対して、健診等のフォローアップ事業から早期に児童発達支援につなげ、支援が必要な児童や家族に対し療育の機会を確保します。
- 障害児等療育支援事業や関係機関と連携し、療育ニーズや地域課題を把握し、地域で支援できる体制を推進します。

#### (4) 居住系サービスの見込み量の確保

- 共同生活援助（グループホーム）については、国の指針にある施設入所者等の地域生活への移行に鑑み、地域の理解を深めながら、生活の場の確保に努めます。
- 施設入所支援については、在宅での生活が困難な障害者の生活の場として確保するとともに、障害の程度やニーズに応じ、グループホーム等地域生活への移行促進のための支援を行います。

#### (5) 相談支援サービスの見込み量の確保

- 対象者一人ひとりの実情に応じたきめ細かな支援がなされるよう、相談支援専門員をはじめとする支援者が、勉強会や情報交換を行う機会の提供に努めます。
- 計画相談支援がすべての障害福祉サービス利用者に拡大されたことによる需要増を踏まえ、社会福祉法人等に相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。
- 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

#### (6) 地域生活支援事業の見込み量の確保

- 障害者理解を深めるための取り組みとして、障害者週間（12月3日から12月9日）における啓発活動を実施します。
- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を確立し、相談支援体制の充実強化を図ります。
- 計画相談支援の対象者とならない方や関係機関の一般相談、生活相談など幅広い相談窓口として相談支援事業所の周知を図り、相談支援事業の活性化を推進します。
- 相談支援事業所や障害福祉サービス事業所など関係機関と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図るとともに、法人後見団体の確保に努めます。
- 手話奉仕員の養成については、効率的かつ効果的な養成研修事業が行えるよう、県内自治体と連携し実施します。

## 第5章 サービスの充実と計画推進に向けて

### 1 計画の実施体制

#### (1) 町の体制

本計画は、福祉や保健、医療だけでなく就労や教育といった分野にまで幅広く関係するため、町民や地域との協働や関係機関および事業所との連携を図りながら推進していきます。また、町の体制としても各担当課や関係部局との連携を図りながら実施体制をさらに強化し、取り組んでいきます。

#### (2) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等がそれぞれの役割を担い、互いに協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害者が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体と情報交換を図り、協力を求めながら計画の推進を図っていきます。

### 2 計画の進行管理・評価

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、民間企業等が、製品の品質向上や経費削減を検討する際に広く用いている「PDCAサイクル」の考え方を利用します。

「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が（Plan）で、実施が（Do）となります。

このような考えのもとで、計画推進のため、「PDCAサイクル」によるマネジメントの考え方を活用して、今回の計画の実施状況について、小豆圏域障害者自立支援協議会を中心として計画の進捗状況の確認を行うとともに、地域における相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題の明確化を図ります。

【PDCAサイクル】

